

神流町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (31年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 29年度の人件費率
30年度	人 1,852	千円 2,984,552	千円 39,610	千円 497,286	% 16.6	% 15.5

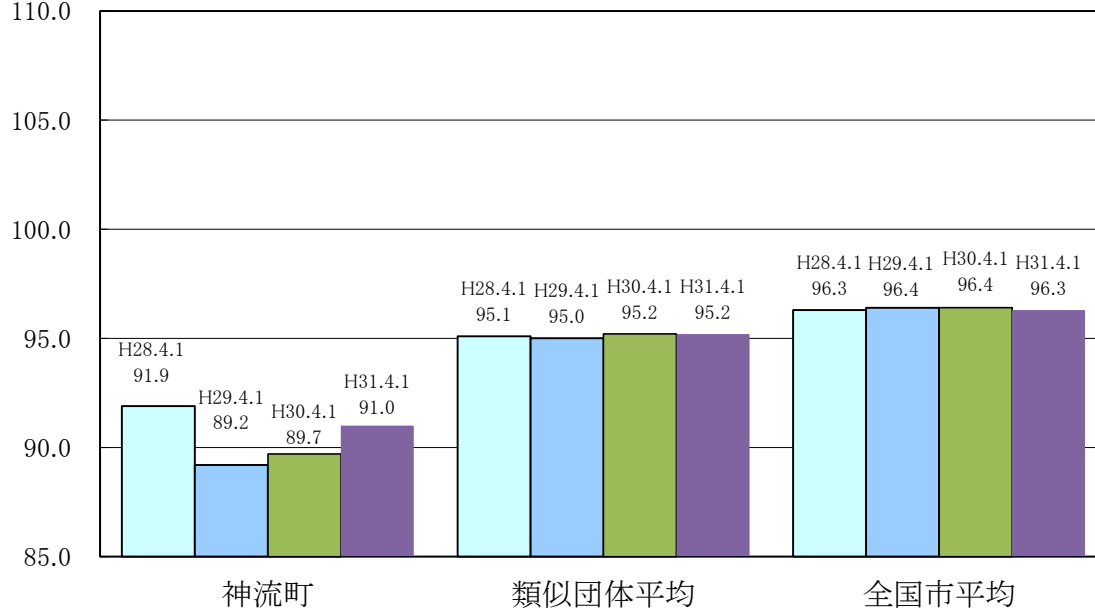
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
30年度	人 60	千円 201,920	千円 33,131	千円 78,191	千円 313,242	千円 5,220	千円 5,469

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、30年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況

(例)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 31年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況

人事委員会を設置している団体のみ公表。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容 (平均引下げ率、実施 (実施予定) 時期、経過措置の有無等具体的な内容 (未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成28年4月1日
(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、3年間 (平成30年3月31日まで) の経過措置 (現給保障) を実施。

② 地域手当の見直し

実施内容 (国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

該当なし

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成28年4月1日実施)

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（31年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
神流町	40.5 歳	2,789,000 円	316,200 円	290,198 円
群馬県	43.5 歳	335,500 円	407,721 円	367,829 円
国	43.4 歳	329,433 円	—	411,123 円
類似団体	40.5 歳	291,820 円	342,831 円	317,494 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
神流町	歳	人	— 円	— 円	— 円	—	—	—	—
群馬県	53.3 歳	78 人	347,500 円	376,608 円	366,659 円	—	—	—	—
国	50.9 歳	2,431 人	287,312 円	—	329,380 円	—	—	—	—
類似団体	53.3 歳	2 人	278,773 円	301,250 円	289,501 円	—	—	—	—

(2) 職員の初任給の状況（31年4月1日現在）

区分		神流町	群馬県	国
一般行政職	大学卒	180,700 円	185,700 円	180,700 円
	高校卒	148,600 円	151,900 円	148,600 円
技能労務職	高校卒	— 円	147,500 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（31年4月1日現在）

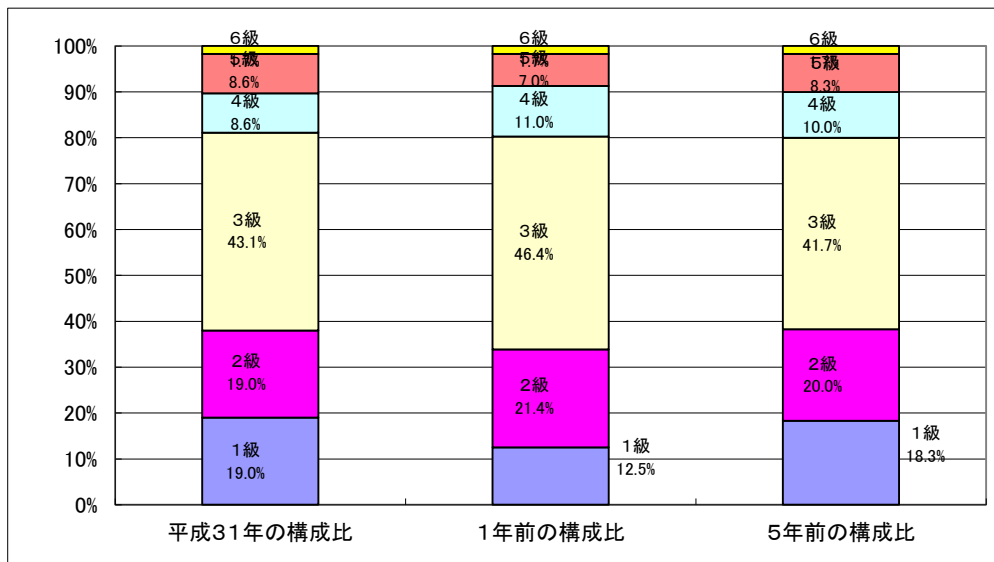
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	252,000 円	321,600 円	364,200 円	— 円
	高校卒	— 円	296,400 円	322,800 円	337,500 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（31年4月1日現在）

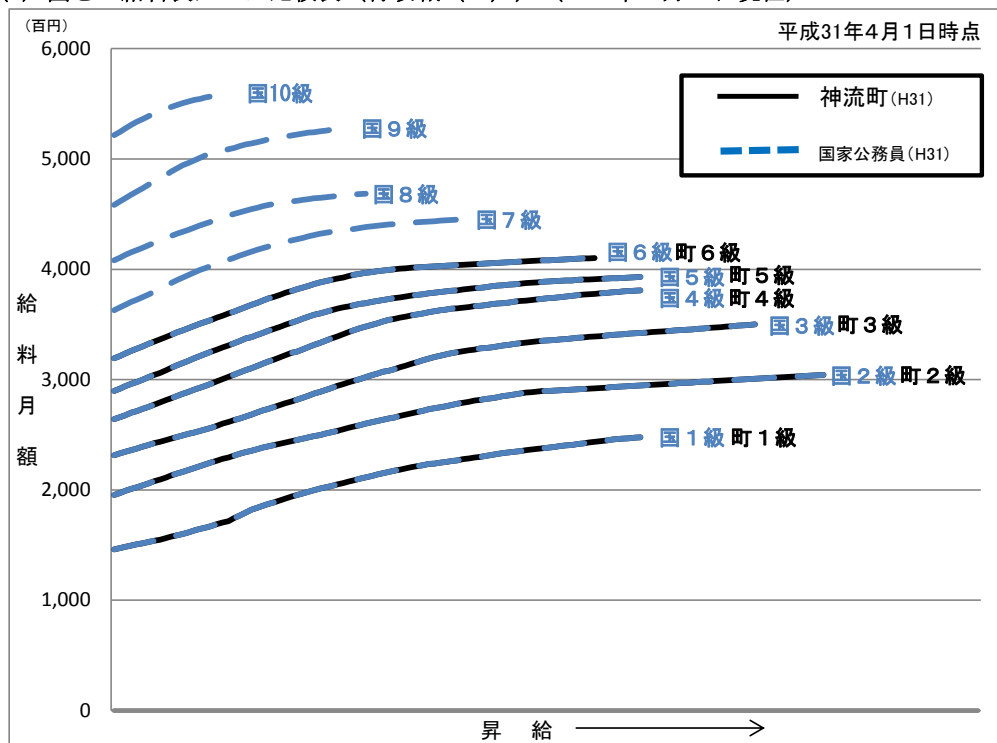
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	特に重要な業務を所掌する課長	1人	1.7%	319,200円	410,200円
5級	会計管理者、課長及びこれに相当する職務	5人	8.6%	288,900円	393,000円
4級	課長補佐及び及びこれに相当する職務	5人	8.6%	263,000円	381,000円
3級	係長、主査及びこれらに相当する職務	25人	43.1%	230,000円	350,000円
2級	困難な業務を行う主事及びこれに相当する職務	11人	19.0%	194,000円	304,200円
1級	主事、主事補及びこれらに相当する職務	11人	19.0%	144,100円	247,600円

- (注) 1 神流町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（31年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（神流町）

平成31年4月2日から令和2年4月1日までににおける運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

神流町	群馬県	国
1人当たり平均支給額(30年度) 1,300 千円	1人当たり平均支給額(30年度) 1,820 千円	—
(30年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.45) 月分 (0.9) 月分	(30年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.45) 月分 (0.9) 月分	(30年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.45) 月分 (0.9) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理監督職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理監督職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（神流町）

令和元年度中における運用	管理職	一般職員
イ 人事評価を活用している	○	○
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○
上位、標準の成績率		
標準、下位の成績率		
標準の成績率のみ（一律）		
ロ 人事評価を活用していない		
活用予定時期		

(2) 退職手当（31年4月1日現在）

神流町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.7090 月分	47.709 月分	最高限度額	47.7090 月分	47.709 月分
その他の加算措置	勸奨退職2～20%加算		その他の加算措置	(割増率 2～45%)	
(退職時特別昇給	なし)				
1人当たり平均支給額	304 千円	7,655 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、○年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 該当なし

(4) 特殊勤務手当 (31年4月1日現在)

支給実績(30年度決算)			5,212 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)			868,683 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(30年度)			8.0 %	
手当の種類(手当数)			4種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (30年度決算)	左記職員に対する支給 単価
感染症等防疫作業手当	医師、看護師、保健師等		0 千円	日額 1,000 円
診療所医師手当	医師	時間外診療業務	3,170 千円	月額 250,000 円
診療所直看護師手当	看護師	時間外診療業務	1,024 千円	平日 4,200 円
			1,016 千円	休日 8,400 円
行旅病人又は行旅死亡人取扱手当	医師、看護師、保健師等		0 千円	日額 1,000 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(30年度決算)	8,220 千円
職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	137 千円
支給実績(29年度決算)	6,231 千円
職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	107 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(30年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (31年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (○年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (○年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者10,000円。 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子8,000円。(配偶者無しの場合は1人目については10,000円) 孫、弟、妹。60歳以上の父母及び祖父母。重度心身障害者。一人につき6,500円(配偶者無しの場合は1人目については9,000円) 16歳から22歳の子は1人につき5,000円加算。 	同じ		7,304 千円	235,612 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> 借家、借間 月額23,000円以下の家賃 支給額=月額家賃-17,000円 月額23,000円を超える家賃 支給額=(月額家賃-23,000円)×1/2+6,000円。限度額22,000円。 	異なる	加算額が国の約1/2 国11,000円 町6,000円	1,728 千円	172,800 円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> 2~5km未満 2,000円 5~10km未満 4,200円 10~15km未満 7,100円 15~20km未満 10,000円 20km以上 11,300円 	異なる	国60kmを 限度 町20kmを 限度	3,908 千円	79,755 円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> 総括課長53,000円 課長45,000円 参事38,000円 補佐31,000円 			7,442 千円	531,571 円

初任給調整手当	医師免許を有する者。16年未満まで 306,900円。その後別表のとおり減額	異なる	国は16年未満までは413,300円	6,025 千円	3,012,500 円
特勤手当	山間地その他の生活に不便な地に所在する公署に勤務する場合。(給料+扶養手当)×25/100	同じ		1,500 千円	1,500,000 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が週休日、休日に臨時又は緊急の必要がある場合に勤務したとき 課長等6,500円 課長補佐等4,000円	異なる	国 一種から五種 12,000円～6,000円 町 一種 6,500円二種 4,000円	429 千円	30,642 円
宿日直手当	宿直 1夜 4,400円 日直 1日 4,400円	同じ		2,138 千円	71,266 円

5 特別職の報酬等の状況（31年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等	
給 料	市区町村長	590,000 円	()	840,000 円	416,500 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	副市町村長	486,000 円	()	705,000 円	415,000 円		
報 酬	議 長	240,000 円	()	395,000 円	160,000 円		
	副 議 長	178,000 円	()	310,000 円	140,000 円		
	議 員	157,000 円	()	290,000 円	130,000 円		
期 末 手 当	市区町村長 副市町村長	(31年度支給割合)		4.45 月分			
	議 長 副 議 長 議 員	(31年度支給割合)		4.45 月分			
退 職 手 当	市区町村長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)		
	副市町村長	退職日給与月額×1年につき520/100		1,277万円	任期ごと		
	備 考	退職日給与月額×1年につき300/100		583万円	任期ごと		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

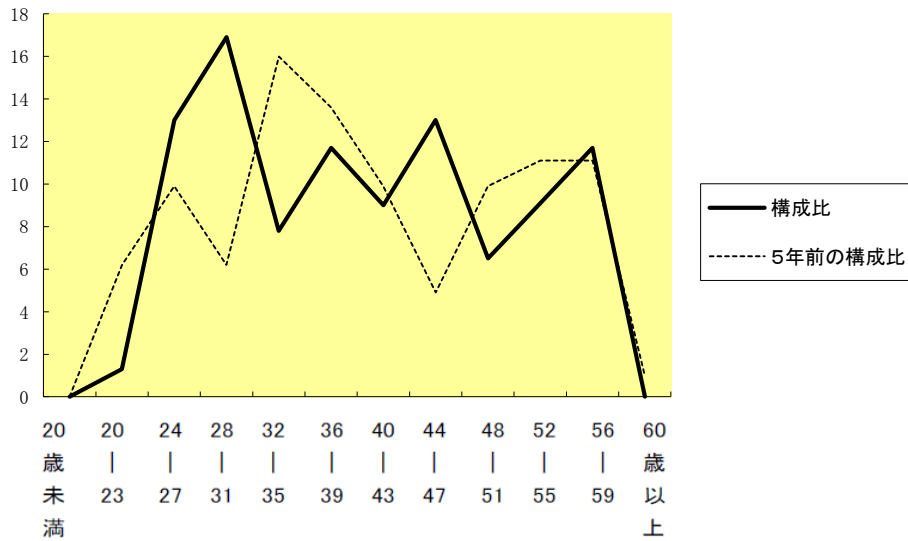
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成30年	平成31年		
普 通 会 計 部 門	議会	2	2	2	総務課付け在籍派遣職員による
	総務	16	18		
	税務	5	5		
	労働	4	4		
	農水	5	5		
	商工	5	5		
	土木	7	7		
民生	11	11			
	計	55	57	2	<参考> 人口1万当たり職員数 307.7 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 170.84 人)
	教育部門	5	5		
	消防部門				
	小 計	60	62	2	<参考> 人口1万当たり職員数 334.7 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 198.06 人)
公 営 企 業 計 等 部 門	水道	2	2	-1	
	下水 その他	1 13	1 12		
	小 計	16	15		
合 計		76	77	1	<参考> 人口1万当たり職員数 415.7 人
		[85]	[85]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（31年4月1日現在）

(例) %



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人	1人	10人	13人	6人	9人	7人	10人	5人	7人	9人	人	77人

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

部門別 \ 年度	26年	27年	28年	29年	30年	31年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	59	59	56	53	55	57	△2 (-3.3%)
教育	6	6	5	5	5	5	△1 (-16.6%)
消防	—	—	—	—	—	—	— (%)
普通会計計	65	65	61	58	60	62	△3 (-4.6%)
公営企業等会計計	16	16	17	17	16	15	△1 (-6.2%)
総合計	81	81	78	75	76	77	△6 (-7.4%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。